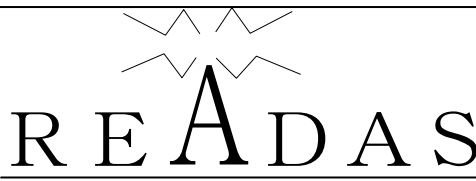


第 5611 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2016年)平成28年 12月 13日 火曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 支払報告書、源泉徴収票の一括提出

Q：平成28年分から、支払報告書と源泉徴収票がeLTAXで一括作成、提出ができるようになるそうですが、どのようになるのですか？

A：次のようになります。

【解説】

給与や公的年金等の支払をする事業者は、支払報告書を受給者が住んでいる市町村に提出するとともに、ほぼ同じ内容の源泉徴収票を所轄税務署にも提出しなければなりませんので、結構、これに手間がかかっています。

そこで、これを解消すべく電子的提出の一元化制度が設けられました。

内容は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用すれば、市町村に提出する給与や公的年金等の支払報告書の電子申告用のデータを作成する際に、税務署に提出が必要な源泉徴収票の電子申告(e-Tax)用のデータも同時に作成することができるようになるというもので、作成したデータは、eLTAXに一括して送信すると支払報告書は各市町村に、源泉徴収票については、e-Taxで事業者の所轄税務署にそれぞれ提出されることとなっています。

この取扱いは、平成29年1月からです。

なお、この提出方法は、eLTAX対応ソフトであるPCdesk(対応税務ソフトを含みます)を利用することが必要となりますので、e-Taxソフト等、e-Taxのみを対象としたソフトでは、一括作成・送信は行えませんので、注意してください。

